

	学部長	学 長
閲 覧		

国 外 派 遣 研 究 員 報 告 書

令和 6 年 5 月 27 日

國學院大學学長 殿

所属・職名.....法学部・准教授.....

氏 名.....川村 尚子.....



令和 4 年度 国外派遣研究員として実施しました研究について、下記のとおり報告いたします。

記

1 派遣期間 (期間延長のある場合は含めて下さい)

.....令和 4 年 10 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 31 日 まで.....

.....実際の出国日 令和 4 年 9 月 1 日 同帰国日 令和 6 年 3 月 20 日.....

2 受入先研究機関など

.....・ Max-Planck Institute for Comparative Law and International Private Law.....

.....マックスプランク外国私法・国際私法研究所 (ドイツ・ハンブルク).....

.....・ European Legal Studies Institute (ELSI), Osnabrück University.....

.....上記派遣期間中、令和 5 年 5 月 1 日から令和 5 年 5 月 31 日まで共同研究のため、.....

.....オスナブリュック大学 (ドイツ) に滞在した。.....

3 研究目的

.....Amazon や楽天市場など、オンライン上で取引の仲介を行うデジタルプラットフォーム事業者の台頭により、社会や経済の構造が大きく変化している。そのようななかで、消費者は新たな問題に直面している。本研究は、プラットフォーム事業者が関わる取引ルールの在り方やデジタル技術を利用した広告や勧誘の在り方について、比較法的な見地から調査・分析・検討を行うことを目的とする。特に、この分野に関する立法が活発化している EU の動向および EU 法が加盟国にどのように受け入れられているかを検討するために、ドイツ法に着目することとした。.....

4 派遣中の研究概要

本研究では、デジタルプラットフォーム事業者の責任をめぐる欧州連合（EU）法や欧州各加盟国（特にドイツ）の法状況や学術的な議論について調査・分析を行った。基本的には、2022年9月から2024年3月末まで（後述の通り、2023年5月を除く。）、ドイツ・ハンブルクのマックスプランク外国私法・国際私法研究所（Max-Planck Institute for Comparative Law and International Private Law）を拠点として資料の収集・調査・分析を行った。

本研究では、まず、2022年に成立したEU初の包括的なデジタルプラットフォーム規制を定めるデジタルサービス法規則（Regulation (EU) 2022/2065）の検討を行った。従来、消費者、取引事業者およびデジタルプラットフォーム事業者間の三角関係の契約構造のために、消費者と取引事業者間の契約関係についてデジタルプラットフォーム事業者の民事責任を問うことが理論的に難しかった。この状況は我が国においても同様である。このため、EU法では、こうした取引構造においてデジタルプラットフォーム事業者が果たす役割に応じてデジタルプラットフォーム事業者自身が負うべき段階的な義務（とりわけ、情報提供義務と手続的公正さを確保する義務に集中）を課すという新たな規制枠組みが採用された。加えて、これらの義務違反については、公的執行だけでなく、私的執行の可能性も認められることになった点は特筆に値する。本研究では、こうした新たな規制モデルの特徴と全体像を明らかにすることができた。その成果として、拙稿「デジタルサービス法(DSA)規則提案にみるデジタルプラットフォーム規制」消費者法研究 14号（2023年）157頁～219頁および「EU デジタルサービス法（DSA）規則におけるオンライン・マーケットプレイス規制」中田邦博＝鹿野菜穂子編『デジタル時代における消費者法の現代化』（日本評論社、2023年）381頁～407頁がある。

また、EUでは、社会の様々な分野で進展するデジタル化の動きに対応するために、これまでもさまざまな政策指針が公表されてきた。上述のデジタルプラットフォーム規制も、そのようなEUのデジタル化社会に向けた新たな法制度の構築の動きの一環として登場したものである。したがって、こうした欧州委員会が公表する政策指針の検討を行うことは、現在および今後のEUの消費者法制を理解していくうえで非常に重要である。本研究では、こうしたEUの政策指針についても検討を行った。その成果として、拙稿「デジタルの権利と原則に関する欧州宣言」中田邦博＝鹿野菜穂子編『デジタル時代における消費者法の現代化』（日

4 派遣中の研究概要（続）

本評論社、2023年）211頁～215頁がある。また、これについては、2023年1月10日に、京都弁護士会主催のZoomによるオンライン研究会において研究報告を行ったほか、消費者庁が実施した令和4年度の海外主要国における消費者政策体制等に係る調査業務において資料提供を行った。

さらに、2023年5月1日から1カ月間、クリストフ・ブッシュ教授（オスナブリュック大学〔ドイツ〕）を研究代表とする日独比較法共同研究の一環として、ドイツ学術交流会の助成を受けて、ヨーロッパ法研究所（European Legal Studies Institute）に滞在し、研究活動を行った。ここでは、特に、2022年に改正されたドイツ民法典の諸規定のうち、特に、サブスクリプション契約に関するルールに焦点をあてて、調査・分析を行った。その成果として、拙稿「デジタル・サブスクリプション：サブスク経済の進展と消費者トラブル」法学セミナー68巻12号（2023年）19頁～24頁がある。また、研究成果として、2023年8月30日にオスナブリュック大学で開催された研究会「Verbraucherschutz in der Subscription Economy – Rechtsvergleichende Perspektiven aus Japan und Deutschland（サブスクリプション契約の日独比較法的検討）」において日本代表として報告を行った。

この他、オンライン広告規制については、ドイツ不正競争防止法に関するコンメンタールを読み進め、基本的な知識を得るとともに、とりわけインスタグラムにおけるインフルエンサーによるマーケティング活動に関するドイツの最高裁判例について資料収集、精読、分析を行った。さらに、ターゲティング広告に関しては、消費者の嗜好や属性に応じて個人化されたマーケティングの手法が、消費者の自己決定権との関連で問題となっていることから、アルゴリズム規制に関する資料の収集なども行った。もともと、アルゴリズム規制は、EU法においても、まだ大きな進展はみられない。このため、2023年8月9日に、マックスプランク研究所において、この分野の研究を行っているマテウシュ・グロコフスキ博士（現テュレーン大学ロースクール〔アメリカ・ニューオーリンズ〕教授）をゲスト講師として招き、「Algorithmic Pricing: New Frontiers of Fairness in Contract Law?（アルゴリズムによる価格設定～契約法における公正性の新たなフロンティア?）」のテーマで報告をしていただき、最新情報を提供してもらうとともに意見交換を行うなどした（川村はコーディネーターとして参加）。

5 その他の活動

2022年9月5日から同年9月8日まで、マドリッドで開催されたヨーロッパ法協会 (European Law Institute) の年次総会に参加した。ここで構築した人脈を介して、2024年3月12日にポルトガルのミーニョ大学ロースクール主催の研究会に報告者として招待を受け、「East Asia and Western Legal Systems (東アジアと西欧法)」および「Regulations for Online Subscription in Japan: Comparative law with German law (日本におけるサブスクリプション規制：ドイツ法との比較)」のテーマで報告を行った。その他、2023年6月21日から同年6月23日かけて、ボッフム大学主催の研究会「Spillover Effects of the Implementation of EU Law : A Threat To the Coherence of National Private Law (EU法の実施による波及効果：国内私法の一貫性に対する脅威)」に参加した。

6 今後の研究計画

引き続き、ドイツのインフルエンサーに関する裁判例についてドイツで収集した資料の分析・整理を行い、論文の形でその成果を公表したいと考えている。また、デジタルプラットフォーム規制については、デジタルサービス法規則の翻訳を公表するほか、さらに研究対象を広げ、アルゴリズム規制およびAI規制についても研究をすすめていきたいと考えている。AI規制については、2025年の消費者法学会での学会報告を目指して、研究活動を行う予定である。

7 感想・所感

マックス・プランク研究所では、ヨーロッパ各地からの研究者と知り合うことができ、今後の海外での研究活動の基盤を築くことができた。これは、今後の財産となると思われる。また、研究期間を半年延長したことにより、オスナブリュック大学とミーニョ大学で英語による研究報告をする機会を得ることができた。これも新たな挑戦であったが、非常に貴重な経験となった。さらに、現地での生活を通して、現地人の法意識など具体的に知ることができたのも現地での研究でしか得られない貴重な機会であった。この場を借りて、このような研究の機会をいただいたことについて、改めて感謝申し上げます。